

2026年3月25日

福島県双葉町
町長 伊澤 史朗 様
福島県双葉町議会
議長 岩本 久人 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明



「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び
復旧・復興への協力に関する要求書」に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所の事故により、貴町の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしておりますことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

さて、1月5日に受領いたしました要求内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 安全かつ着実な廃炉の実施について

町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

また、施設や設備の老朽化や整備不良に起因する事故等による廃炉作業の停滞はあってはならないため、計画的な安全点検を実施し、必要に応じた補修、新技術などを取り入れた設備更新に取り組むこと。加えて、近年頻発化、激甚化している自然災害に対応できるよう発電所構内の防災力や防災意識の向上に努めること。

なお、上記については、廃炉作業に従事する関係者全ての共通認識とすること。

(回答)

福島第一原子力発電所につきましては、中長期ロードマップや原子力規制委員会のリスクマップに掲げられた目標を達成するべく、例年3月に改訂している「廃炉中長期実行プラン」に則り、地域の皆さま、廃炉作業に従事する皆さまに対する安全確保を最優先に、計画的かつ重層的なリスク低減対策に取り組んでおります。

廃炉作業に従事する皆さまの健康管理につきましては、その前提となる労働環境の改善や、発電所内に救急医療室を設置し、傷病者が発生した場合の応急処置を的確に実施できる体制を整えております。

安全に対する教育・訓練につきましては、入所時教育や安全衛生推進協議会などの場を通じ、引き続き作業安全・放射線安全を確保するための基本ルールについて周知・徹底し、充実させてまいります。

また、技術者の世代交代や、計画的かつ安定的な要員確保、技術・技能の維持向上につきましては、長期にわたる廃炉作業を円滑に進めていくうえで重要な課題と認識しております。これに向けては、「廃炉中長期実行プラン」の公表や、同プランに基づく、中長期的な発注の見通しをパートナー企業の皆さまにご説明させていただき取り組みを継続し、今後も中長期的な要員確保をお願いするとともに、弊社としても計画的に人財を確保・育成し、技術・技能の継承、組織全体の技術力向上に注力してまいります。

さらに、福島第一原子力発電所においては、2021年以降、設備や機器ごとに経年劣化等を考慮した長期保守管理計画を策定し、計画的に保全を実施しております。保全を通じて得られた知見を踏まえ、保全の有効性評価を定期的の実施し、必要に応じて長期保守管理計画を見直しており、今後も継続して実施してまいります。また、長期にわたり機能維持が必要な設備に対しては、今後も設備更新を計画してまいります。

自然災害への対応につきましては、定期的に行っている防災訓練において、地震を起因とした原子力災害への対応訓練に加え、その他の自然災害の発生を想定した複合的なシナリオを設定して訓練を実施し、対応力の向上を図っております。引き続き、頻発化・激甚化している自然災害に対応できるよう、防災力や防災意識の向上に努めてまいります。

今後も、「復興と廃炉の両立」の大原則のもと、地域の皆さまにご安心いただき、復興に水を差すことのないよう、安全を最優先に、パートナー企業の皆さまと一体となって着実に廃炉作業を進めてまいります。

(2) 安全対策の徹底と管理体制の強化について

廃炉作業は中長期ロードマップにおける第3期という新たな段階に入ったことで、今後、より厳しい環境下において高難度の作業が増えていくことが想定されることから、安全対策や安全意識の欠如による事故やトラブルが発生しないよう、一層の万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保ち最後まで油断せずに責任をもって廃炉作業を貫徹すること。また、廃炉作業には数多くの人々が関与している中で、協力企業任せにすることなく、東京電力が作業全体を管理、監督するという意識のもと、管理体制の確認、強化を継続して行うこと。

(回答)

弊社は、「作業員の皆さまの安全を守る、環境に影響を与えないことが何より最優先」との考えのもと、パートナー企業及び作業に携わる皆さまと一体となり、全員の目で意識をあわせ、現場・現物・現実に基づくリスク要因を認識し、安全対策を徹底した作業に注力するための作業点検を、2024年より実施しております。

この作業点検では、「小さい気づき」や「より安全に作業を進めるための改善」を含

め、関係者全員がリスクを認識できるよう取り組んでおり、安全レベルのさらなる底上げにつながっていると考えております。より厳しい環境下や高難度の作業にも対処できるよう、安全意識の醸成を図り、安全管理に万全を期してまいります。

また、現場に厳しい作業環境が残る中、長期にわたる廃炉作業を安全・着実に進めていくためには、弊社自身がより一層運営能力を高め、さらに「共に廃炉を成し遂げていく地元企業」の皆さまなどと一体となって取り組んでいくことが重要と考えております。

このことから、受注者と発注者の立場を越え、作業に従事いただく皆さまと強固に連携し、業務品質や安全性向上を同じ視点で取り組む「ワンチーム」活動を進めてまいります。

(3) ALPS 処理水の海洋放出について

ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、長期間にわたる取組みであり、想定外の事態が生じることのないよう、引き続き客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合や、町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(回答)

ALPS 処理水の海洋放出につきましては、昨年 12 月 22 日に通算 17 回目の放出を、安全かつ計画通りに完了いたしました。また、昨年 9 月 12 日には、海洋放出開始後 4 回目となる国際原子力機関（以下、IAEA）の職員及び国際専門家で構成される IAEA タスクフォースによる安全性レビューミッションの報告書が公表され、「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない、いかなる点も確認されなかった」との評価を受けております。

今後も、設備運用における安全・品質確保に万全を期すとともに、客観性及び透明性確保の観点から IAEA のレビューを継続して受けながら、ALPS 処理水の海洋放出が安全に進められるよう、ALPS 処理水希釈・放出設備の維持管理に必要な安全対策についてもしっかりと取り組んでまいります。

また、周辺海域のモニタリングにおいて、放出水が十分に拡散していない状況（トリチウム濃度が通常と異なる状況）等が確認される場合に備え、放出停止判断レベルを設定しております。当該値を超えた場合には、速やかに海洋放出を停止いたします。

さらに、貴町をはじめとした地域の皆さまが、今後も安心して暮らし、生業を続けることができるよう、実施主体としての役割と責任をもって、廃炉の現状や安全対策等の取り組みを丁寧にご説明させていただくとともに、皆さまからのご懸念やご不安に真摯に向き合い、ご要請をしっかりと受け止め、お応えしていく取り組みを一つひとつ重ねてまいります。

引き続き、海洋放出を含む今後の廃炉の取り組みにおいて、「想定外のことがあつてはならない」との強い決意のもと、安全を最優先に進めてまいります。

(4) 燃料デブリ取り出し作業について

燃料デブリの取り出し作業に当たっては、昨年4月に2回目の試験的取り出し作業が完了したが、機器の不具合により3回目の取り出し作業着手時期に遅れが生じる等、万全な状態で作業が進捗しているとは決して言い難い状況であることから、今後の作業においても想定外の事態が生じることがないように、トラブル防止と十分な安全に留意すると共に、円滑かつ着実に作業を進めること。

(回答)

管理体制につきましては、廃炉作業が前人未到の領域に進んでいく中、燃料デブリ取り出しの本格化など、技術的難易度の高い作業を長期にわたり遂行していくためには、実施主体としての弊社の能力を高めるなど、体制の強化が必要であると考えており、引き続き、パートナー企業の皆さまと連携を図ってまいります。

作業安全につきましては、昨年より、地元企業さまと弊社が受注者・発注者の立場を超えた「ワンチーム」の取り組みを開始しており、弊社社員が積極的に現場に入り、パートナー企業の皆さまと同じ目線・立場で日々の作業に取り組むことで、現場での仲間意識が高まり、さらなる作業安全の向上につながるものと考えております。

工程につきましては、3号機における本格的な燃料デブリ取り出し開始までの準備工程を12～15年程度と評価しており、現在、至近1～2年で現場検証や設計検証を行う方向で検討を進めております。加えて、1、2号機における準備作業・工程につきましても、同様に1～2年で検討を進めており、これらの検討状況につきましては、NDF（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）の「燃料デブリ取り出し工法評価小委員会」に適宜お示ししながら、取り纏めてまいります。

燃料デブリ取り出しは、福島第一原子力発電所のリスク低減と、前例のない技術的挑戦という両面で、廃炉を進めるうえで極めて重要な取り組みです。引き続き、難易度の高い作業を、安全性を大前提に一步一步着実に進め、廃炉を貫徹してまいります。

(5) 国内外への正確な情報発信について

廃炉作業時におけるトラブル等の不祥事が、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないよう、廃炉作業の進捗状況について適宜正確でわかりやすい情報発信を通して、国内外の理解醸成に努めること。

また、当町への情報伝達にあたっては、その事象における社会的関心や周辺環境へのリスク等も踏まえ適切かつ柔軟に判断し、速やかに行うこと。

(回答)

長期にわたる廃炉事業を安全かつ着実に進めるにあたり、廃炉の現状や課題、進捗状況等について、貴町の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに正確で分かりやすい形でお伝えすることが重要であると認識しております。

情報発信につきましては、報道発表や弊社ホームページを通じた発信に加えて、地元紙や全国紙を通じた広告や交通広告など、さまざまな媒体を通じた情報発信を進めております。

わかりやすさや伝わる工夫につきましては、福島第一原子力発電所をご視察いただき実際に廃炉現場を見ていただくことに加え、福島県内で開催されるサーフィン大会等の海洋レジャーイベントや夏祭りなどの地域行事にブースを出展し、地域の方との対話活動を積極的に行うなど、ALPS 処理水の海洋放出や燃料デブリ取り出し等に対する地域の皆さまのご不安や疑問などの声を拝聴する取り組みを進めてまいりました。

ALPS 処理水及び燃料デブリにつきましては、それぞれ「処理水ポータルサイト」「燃料デブリポータルサイト」を開設し、動画やイラストによる解説などを行うと同時に、多言語化（処理水ポータル：英語、中国語、韓国語／デブリポータル：英語）にも対応することで海外の皆さまへの情報発信にも力を入れております。

貴町への情報伝達につきましては、発生した事案に対する社会的関心や周辺環境への影響も踏まえ、速やかに情報をお伝えすることに努めてまいります。

引き続き、双方向のコミュニケーションを通じて、地域の皆さまのご意見をいただきながら、国内外の理解醸成に努めてまいります。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

東京電力は、当町における被害状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間について、中間指針や同追補等によらず、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日まで賠償期間の見直しを行うこと。

(回答)

今もなお、避難を余儀なくされ、お戻りになれない方が多くおられること、また、多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

特定帰還居住区域の認定以降、区域での除染等が継続的に実施されるなど、帰還に向けて懸命に歩みを進められている中で、未だに、住民の皆さまがお戻りになれない地域が多くあるなど、弊社の起こした事故が、地域の皆さまへもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者としての責任を痛感しております。

弊社といたしましては、個別のご事情をしっかりと伺いさせていただきながら、真摯な対応に努め、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」という考えのもと、引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

(2) 商工業者に対する営業損害に係る賠償について

東京電力は、営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(回答)

商工業者に対する営業損害の一括賠償後の取扱いにつきまして、ご相談やご請求をいただいた場合は、表面的、形式的に判断することなく、個別のご事情を丁寧にお伺いするなど、適切に対応いたします。

また、一括賠償後の追加賠償のご請求の内容をきめ細やかに確認させていただく中で、別の損害項目で賠償できた事例もあり、他のご請求に該当しないか工夫を凝らし検討するなど、丁寧な賠償に取り組んでまいります。

(3) 原子力損害賠償の水平展開について

東京電力は、集団訴訟に係る最高裁判所決定や確定高裁判決、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解事例と同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介等の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。

また、原子力災害の原因者としての自覚を持って判決や和解事例を積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

(回答)

弊社は、「3つの誓い」に掲げる「和解仲介案の尊重」という考え方に従い、個々の

申立人さまのご事情を丁寧にお伺いしながら、和解の早期成立に向け誠実な対応に努めてまいるとともに、弊社へ直接ご請求いただいた場合につきましても、被害を受けた方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、引き続き、きめ細かく適切に対応してまいります。

訴訟につきましても、紛争の早期解決を目指し、真摯に対応してまいります。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 双葉町内への企業立地と雇用拡充について

当町は、福島第一原子力発電所に近接した産業団地である「中野地区復興産業拠点」を有し、同拠点は双葉町産業交流センターをはじめ、町の「働く拠点」として復興の中核を担っており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、グループ企業及び協力企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組みを推進すること。

また、地元企業及び立地企業においては、地の利を生かした迅速な対応が可能であることから、廃炉作業等への参入など地元との連携強化に向けた環境づくりに積極的に取り組むこと。

(回答)

グループ企業及び関連企業と連携した貴町への事務所等の設置につきましては、今後も継続して検討してまいります。

弊社は、地元企業さまがより積極的かつ計画的に廃炉事業へ参入いただけるよう、今後の中長期的な発注見通しを毎年度とりまとめ、地元企業さまにお示しする取り組みを行っているほか、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の一員として、「廃炉関連産業マッチング会」や「廃炉関連産業交流会」などのイベントを継続的に開催し、地元企業さまの新規参入・受注拡大に向けた環境整備に取り組んでいるところで

す。今後も、「地元で発注・購入できるものは地元から」という方針を徹底し、地域の皆さまの期待に応えられるよう努めてまいります。

さらに、福島県浜通りへの廃炉産業集積に向けた取り組み等を通じて、雇用創出、人材育成などを進めていくとともに、住民の皆さまのご帰還、移住定住の促進等への貢献も含め、引き続き、復興と廃炉の両立の実現に向けて努めてまいります。

(2) 町内への居住促進と地域貢献について

被災12市町村で最も遅く避難指示が解除された当町は、住民の帰還率が最も低く、町の賑わい創出や復興に資するマンパワーの不足が深刻な問題となっていることから、町の復興に向け、東京電力及び協力企業も含め、社員の町内居住の促進に努めること。

また、グループ企業や協力企業も含めた町の復興への協力、特に地域イベントへの参加や地域の防犯・防災活動への参画を継続することにより、地域住民との交流促進や危機管理意識の向上につながることから、特段の配慮をもって取り組むこと。

(回答)

貴町内への居住につきましては、2024年4月より、既存寮を改修した長塚地区の新双葉寮に居住させていただいております。さらなる居住の促進につきましては、引き続き、貴町とご相談のうえ、まちの賑わい等に貢献できるよう取り組んでまいります。

また、地域イベントでは会場設営や駐車場誘導等のお手伝いに加え、昨年9月に行われた町民体育祭には弊社社員も競技に参加し、貴町の復興に寄与できる取り組みに関わらせていただいております。

消防団につきましては、10名が入団し活動を展開しております。引き続き、貴町における防火、消防の活動に寄与してまいります。

いずれにいたしましても、ご事情やご要望を丁寧にお伺いしながら、貴町の賑わい創出に貢献できるよう取り組んでまいります。

以上